

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
総合技術センター所長 安藤 昌文
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 総合技術センター蓄電池交換
2 施 行 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター（埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地）
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月27日まで
4 内 容 等 別添「仕様書」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟覧のうえご提出をお願いいたします。

記

1 現 場 説 明

実施しません。

2 見積参加要件

当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「設備の保守・点検管理」に登録しており、かつ営業品目「電気設備、受変電設備(自家発電等)」に登録していること。

3 見 積 書 等

1) 様 式 等

見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。

2) 提出方法

FAX、電子メール、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)の方法による。

令和8年1月8日(木) 10:00まで

独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛

FAX 048-853-1787 メール: nyukei_sougicenter@water.go.jp

令和7年12月23日 10:00まで

※質問の回答については、原則として提出期限の翌日までにHPに掲載します。

5) 質 問 書

2回を限度とする。

なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出期限は令和8年1月9日 10時00分までとします。

7) そ の 他

①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。

4 見 積 結 果

見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。

5 そ の 他

1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。

2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。

3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

総合技術センター蓄電池交換 仕様書

第1節 適用

この仕様書は、総合技術センター蓄電池交換に適用する。

第2節 施行内容

1. 施行場所

埼玉県さいたま市桜区大字神田 936 番地 総合技術センター

2. 概要

水資源機構総合技術センターに設置している予備発電設備用の蓄電池を交換するものである。

3. 数量

第5節のとおり

第3節 納期等

契約締結の翌日から令和8年3月27日まで

第4節 提出図書

受注者は、次に掲げる図書を作成し、担当職員に提出するものとする。

提出図書名	部数	摘要
交換作業報告書	1部	作業前・中・後の写真等

第5節 機器の仕様

5-1 鉛蓄電池

1. 形 式 長寿命型 MSE

2. 容 量 150Ah

3. 数 量 12セル（個）

第6節 据付・撤去

第5節の蓄電池を、担当職員が指定する予備発電設備内の蓄電池と交換すること。

なお、交換にあたっては安全の為予備発電設備の運転モードを手動にするものとし、モード変更は担当職員が行う。

交換終了後は、無負荷にて試運転を実施すること。

撤去した部品は、法令に基づき適切に処分すること。

第7節 疑義

受注者は、仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と打合せするものとする。

以上